

# 「下水道事業における公共施設等運営権事業等の実施に関するガイドライン」 主な論点について

---

ガイドライン(素案)3章の  
3.6及び3.10に記載

# 合流式下水道におけるコスト負担の考え方について

## 【論点】

○合流式下水道における改築更新や維持管理におけるコスト負担はどのように考えるか。

## 【考え方】

- 雨水に係るコストは一般会計繰出金相当の公費で、汚水に係るものは使用料により負担することが適切である。但し、下水道の公共的役割に鑑み、汚水に係る費用のうち一定のものが公費負担となる。
- 改築更新や維持管理のコスト負担の考え方は、以下の通りとなる。
  - 雨水用と汚水用が明確に特定されている施設については、各々その額。
  - 沈殿池等の雨水・汚水共用施設の資本費は、雨水・汚水の計画処理水量の割合等。
  - 人件費や維持管理費等についても、雨水・汚水の処理水量の割合等。
- 具体的な区分は、自治省財政局準公営企業室長通知「公共下水道事業操出基準の運用について」(昭和56年6月5日自治準企第153号)の通りとする。
- 但し、実態に即した基準を設けることができる場合にはその基準によることも差し支えない。

負担区分と財源

汚水処理(私費負担部分)		雨水処理(公費負担部分)
下水道使用料収入	基準外繰出	基準内繰出
	一般会計繰出金相当	

注)総務省自治財政局長通知「地方公営企業繰出金について」に示された基準に基づく一般会計繰出金基準内を基準内繰出、それ以外を基準外繰出とした。

## 【公共下水道事業繰出基準の運用について】(抜 粋)

(別紙)雨水・汚水経費区分基準

## [処理場 資本費]

処理場内の施設のうちその機能が雨水用又は汚水用に特定されているものは各々その額とし、沈砂池及び第1沈でん池等雨水と汚水に共用の施設は当該施設に係る雨水と汚水の計画処理水量の割合で、管理棟及び倉庫等その機能が処理場全体に係るものは処理場内のそれ以外の施設に係る減価償却費における雨水に係るものと汚水に係るものの割合を加重平均して得た割合で区分する。

## [処理場 維持管理費]

- 人件費は、その業務が雨水に係るものと汚水に係るものに区分することができるものは各々その人員にかかる経費の額とし、区分することが困難なものはその実態に応じ雨水と汚水の計画処理水量等で区分する。
- 薬品費は、各施設ごとに雨水と汚水の水質及び処理水量を勘案して区分する。
- 動力費は、雨水に係るものと汚水に係るものを区分することができるものは各々その額とし、区分することが困難なものは基本料金は雨水と汚水の計画処理水量の割合で、従量料金は雨水と汚水の処理水量の割合で区分する。
- 補修費は、処理場にかかる減価償却費における雨水に係るものと汚水に係るものの割合で区分する。

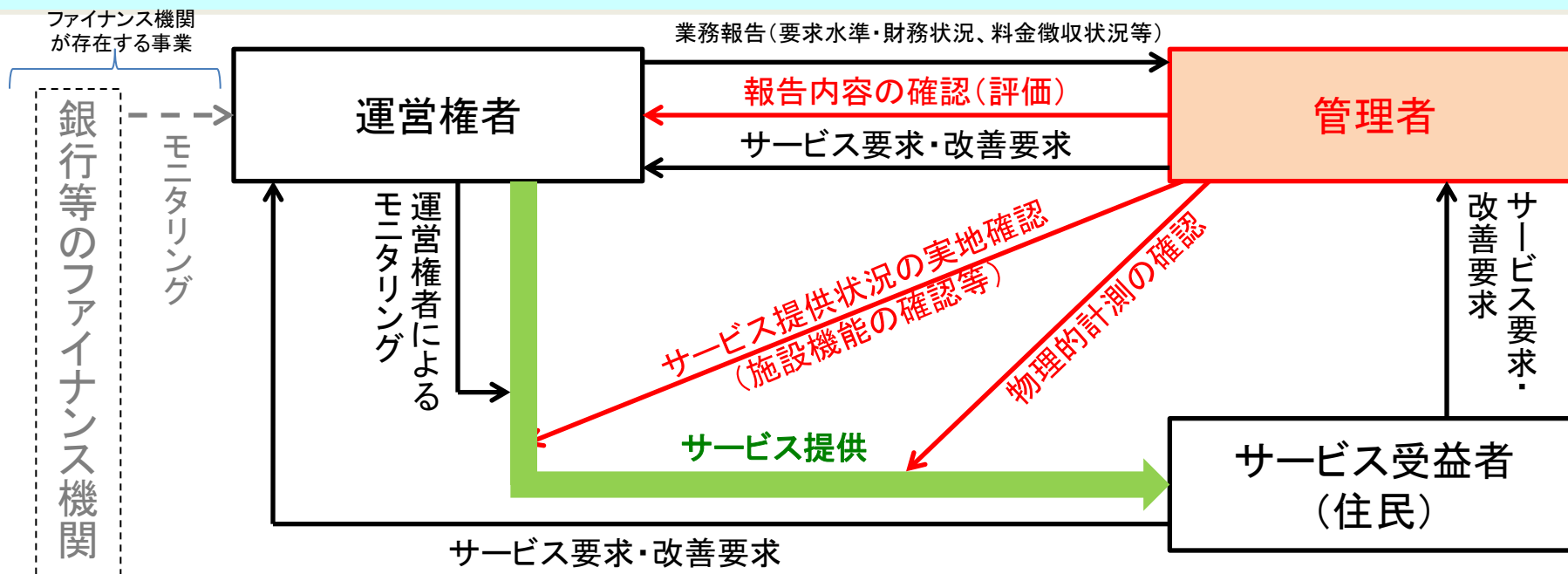
# 管理者側でのモニタリング体制とモニタリング方法について

## 【論点】

○ 管理者側でのモニタリング方法とは、どのようなものか？

## 【考え方】

- PFI事業は性能発注に基づき運営権者を募集することから、応募者がサービス内容に適合したモニタリングの手法や実施体制、モニタリングに関する各種報告様式の提案を求めることは、性能発注の趣旨にも合致する。但し、管理者が必要に応じて自らモニタリング手法等を提示することを妨げるものではない。
- 管理者側でのモニタリング方法として、以下が考えられる。
  - 運営権者から提出された業務報告書(財務諸表、維持管理年報、財務状況、料金徴収の状況、流入・放流水質、処理水量、ユーティリティ等)の確認。
  - 運営権者、管理者又は外部専門機関による物理的な計測(放流水質、脱水ケーキの含水率、騒音・振動等)の確認。
  - 物理的な計測が困難なものについては、サービス提供状況の現地確認等(施設機能の確認等)。
  - この他、苦情の状況の確認等。



赤矢線(←)は管理者が行うモニタリング

出典)内閣府 モニタリングに関するガイドラインに一部加筆

# 管理者側でのモニタリング体制とモニタリング方法について

## 【論点】

○ 管理者側でのモニタリング体制とは、どのようなものか？

## 【考え方】

- モニタリングの最終責任は管理者にあり、公共サービスを満たしているかの測定及びその結果に基づく評価等は、管理者が自ら行う必要がある。但し、評価のためのデータ収集、分析等の行為については、外部機関を活用することも考えられる。
- PFI法第28条の規定に基づき、管理者は必要に応じて、業務・経理の状況について報告を求め、実地の調査、必要な指示（改善命令）を行うことにより、運営事業の適正を期することが可能である。従って、管理者側は業務の性質を考慮して、必要となる専門家（土木、建築、水質、機械、電気、財務・経理等が想定される）を配置し、モニタリングを実施することとなる。
- 但し、自治体内部で知見や知識が不足する場合、専門的知識を補うことを目的として、専門機関等を利用することによりモニタリング体制を構築することも可能である。

## PFI法

（指示等）

第28条 公共施設等の管理者等は、公共施設等運営事業の適正を期するため、公共施設等運営権者に対して、その業務若しくは経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

### 管理者の責任

- 評価のための外部機関への調査委託
- 運営権者の報告の評価
- 運営権者へのサービス改善要求

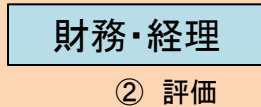
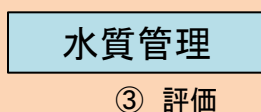
### 外部機関の活用

- データの収集、分析、解析
- 管理者への報告

### 専門機関の活用

- データの収集、分析、解析
- 管理者への評価の助言

### 管理者の体制(例)



この例では、以下を想定している。  
 ・モニタリングの最終責任は管理者にある。  
 ・土木等の評価は管理者が自ら行う。  
 ・水質の評価は管理者が行うが、分析は外部機関に委託する。  
 ・財務・経理に関する評価は、専門機関を活用する。

① 分析依頼

② 結果報告

① 助言

水質分析

• 採水、分析、報告書作成

経済評価

• 財務諸表の分析 等

## 【論点】

○ 民間側の帰責による契約解除に伴う補償や違約金は、どのようなものか。

## 【考え方】

- PFI法第29条第1項の規定に該当する場合には、管理者は催告することなく実施契約を解除することができる。
- 運営権者の事由による契約解除の場合、実施契約で予め合意された違約金を管理者に支払う必要がある。当該違約金には、要求水準未充足状態を治癒する費用や再公募にかかる費用等、管理者に生じることが予定される諸費用相当額とする。
- 管理者が確実に補償や違約金等を回収するためには、契約保証金の納付、積立金、又は維持管理や運営業務について履行保証保険の付保を求めるなどの措置を講じることが考えられる。

## PFI法

(公共施設等運営権の取消し等)

第29条 公共施設等の管理者等は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、公共施設等運営権を取り消し、又はその行使の停止を命ずることができる。

一 公共施設等運営権者が次のいずれかに該当するとき。

イ 偽りその他不正の方法により公共施設等運営権者となったとき。

ロ 第九条各号のいずれかに該当することとなったとき。

ハ 第二十一条第一項の規定により指定した期間(同条第二項の規定による延長があったときは、延長後の期間)内に公共施設等運営事業を開始しなかったとき。

ニ 公共施設等運営事業を実施できなかったとき、又はこれを実施することができないことが明らかになったとき。

ホ ニに掲げる場合のほか、公共施設等運営権実施契約において定められた事項について重大な違反があったとき。

ヘ 正当な理由がなく、前条の指示に従わないとき。

ト 公共施設等運営事業に関する法令の規定に違反したとき。



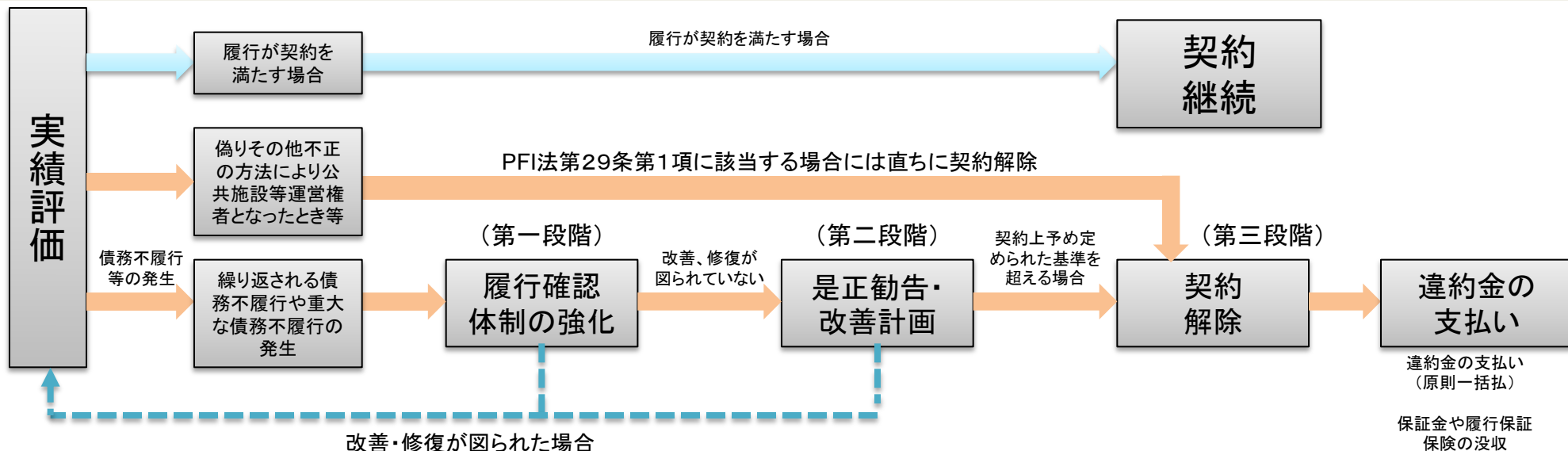
# 民間側の帰責事由による契約解除に伴う補償や違約金等の考え方について

## 【論点】

○ 民間側の帰責による契約解除に伴う違約金は、どのようなものか。

## 【考え方】

- 管理者は、次の事由が発生したときは、運営権者に対して、当該不履行を是正するために必要な合理的期間を設けて催告し、当該機関内に当該不履行が是正されない場合、解除事由を記載した書面で通知することにより、直ちに解除することができる。
  - 運営権者が実施契約上の誓約事項に反したとき
  - 運営権者がその責めに帰すべき事由により実施契約上の義務を履行しないとき
  - 運営権者が要求水準を満たさない状態を継続するなど、運営権者の責めに帰すべき事由により、当該事業の遂行に重大な支障を及ぼす事態（モニタリングの結果、業務是正勧告又は命令が出されたにもかかわらず、一定期間の間には是正が認められない場合を含む）が発生した時。
- なお、催告を行う場合、以下の三段階で実施することが考えられる。
  - （第一段階）運営権者自らが履行体制を強化し、改善を図る、
  - （第二段階）管理者は運営権者に「是正勧告」を通知し改善計画書の提出を求め、合意した計画書に基づき改善を図る
  - （第三段階）上記の手段を講じても改善が認められない場合、契約を解除する。



## 【論点】

- 公共側の帰責事由による契約解除手続き及び民間への補償や違約金等は、どのようなものか。

## 【考え方】

- 公共側の帰責による運営権の契約解除は、PFI法第29条第1項第2号の規定により、「公共施設等を他の公共の用途に供することその他の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じたとき」に運営権を取消することができる。
- 管理者の責めに帰すべき事由により、管理者が実施契約上の重大な義務に違反し、運営権者から一定期間(60日程度が妥当と考えられる)以上の当該不履行を是正するのに必要な合理的期間を設けて催告を受けたにもかかわらず、是正されない場合、運営権者は管理者に対して、解除事由を記載した書面を通知することにより、実施契約を解除することができる。
- 上記のいずれの場合においても、管理者はPFI法第30条に基づいて損失の補償を負う。
- 運営権ガイドラインにおいて示されているのと同様に、公共帰責の運営権放棄等で、PFI法29条に該当しない事例(例えば、処理区内に別途新規の下水道施設を建設する場合等)については、リスク分担において検討を行った上で、補償が行われるように実施契約上に規定することが妥当であると考えられる。

## PFI法

(公共施設等運営権の取消し等)

第29条 二 公共施設等を他の公共の用途に供することその他の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じたとき。

(公共施設等運営権者に対する補償)

第30条 公共施設等の管理者等は、前条第一項(第二号に係る部分に限る。以下この条において同じ。)の規定による公共施設等運営権の取消し若しくはその行使の停止又は前条第四項の規定による公共施設等運営権の消滅(公共施設等の管理者等の責めに帰すべき事由がある場合に限る。)によって損失を受けた公共施設等運営権者又は公共施設等運営権者であった者(以下この条において単に「公共施設等運営権者」という。)に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。



# 不可抗力による契約解除に伴う民間への補償等の考え方について

## 【論点】

○ 不可抗力による契約解除手続き(民間への補償含む)は、どのようなものか。

## 【考え方】

- 不可抗力とは、協定等の当事者の行為とは無関係に外部から生じる障害で通常必要と認められる注意や予防方法を尽くしてもなお防止しえないものである。具体的には、暴風、豪雨、洪水、高潮、地滑り、落盤、落雷、地震、火災、有毒ガス等の自然災害に属するものと、騒乱、暴動、戦争、テロ行為等の人為災害に属するものがある。
- 不可抗力事象発生時の対処方法は、下図の通りに整理することができる。
- 不可抗力による契約解除の場合は、契約上、管理者及び運営権者の双方に損害賠償の規定は定めない。即ち、管理者及び運営権者の双方とも、実施契約の解除によって発生した損害は、自ら負担する。

